
令和 8 年度

第 1 回 運賃協議専門部会
[資料]

【資料 1】構成員名簿

【資料 2】道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議
が調っていることの証明書（案）

【資料 3】道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安
となる考え方について

【資料 4】厚岸町地域公共交通活性化協議会専門部会規程

運賃協議専門部会 構成員名簿

【構成員】

№	所 属	職 名	氏 名
1	厚岸町町民課	課長	渡部 貴志
2	くしろバス（株）	企画課長	原 央
3	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	佐藤 彰也
4	厚岸町自治会連合会	会長	斉藤 健一

【資料 2】

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和 8 年 8 月 26 日に開催された、運賃協議専門部会において、くしろバス株式会社が運行する「厚岸町内路線（国泰寺線、厚岸・釧路線、買い物循環線）」の下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている路線

厚岸町内路線（国泰寺線、厚岸・釧路線、買い物循環線）

2 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

該当路線	区間	現行	改定（案）
国泰寺線	光栄⇔子野日公園	200円均一	250円均一
買い物循環線			
25厚岸・釧路線	①宮園 1 丁目 ⇔子野日公園	乗車場所により変動	200円～300円
	②上尾幌入口 ⇔子野日公園		

3 実施予定日

令和 8 年 10 月 1 日から

令和 8 年 8 月 26 日
厚岸町地域公共交通活性化協議会運賃協議専門部会

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 30 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和 5 年 10 月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第 9 条第 4 項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第 4 条第 2 項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上

第1条 趣旨

第1条 この規則は、厚岸市地域公共交通活性化協議会規則以下「規則」という。第10条第1項の定に基づき、厚岸市地域公共交通活性化協議会以下「協議会」という。第1項の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 所掌事項

第2条 専門部会は、規則第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うものとする。

第3条 組織

第3条 専門部会を構成する委員以下「委員」という。第4条は、協議会の会長が指名する。

第4条 専門部会長

第4条 専門部会に部会長1人を置く。

第5条 部会長は、委員の互選により選定する。

第6条 部会長は、専門部会を代表し、その会務を総括する。

第7条 委員の任期

第7条 委員の任期は、会長が定める。

第8条 会議

第8条 専門部会の会議以下「会議」という。第9条は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第11条 委員は、都合により会議を出席する場合、事前に部会長に報告することで、代りの者を出席させることができるものとし、部会長は、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

第12条 会議招集の例

第12条 会長は、緊急の必要がある場合会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

第13条 前条第1項及び第3項の定は、前条の場合について準用する。

♀ 関係者の出席 ☒

≡ 条 部会長は、必^ㇿがある^ㇿと認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助^ㇿを^ㇿめることができる。

♀ 協議会への報告 ☒

≡ 条 部会長は専門部会にて調査、検^ㇿを^ㇿった事^ㇿについて、協議会へ報告するものとする。

♀ 庶務 ☒

10条 専門部会の事務を処^ㇿするための事務局は、^ㇿ約 11条に^ㇿ定する事務局とする。

♀ 委任 ☒

11条 この^ㇿ程に定めるもののほか、必^ㇿな事^ㇿは、会長が別に定める。

附 則

この^ㇿ程は、平成29年≡ 月23日から施^ㇿする。

この^ㇿ定は、令和≡ 年≡ 月31日から施^ㇿする。